

所得税の人的控除に関する研究

その他のタイトル	A Study on Personal Deduction of Income Tax in Japan
著者	田口 方美
雑誌名	関西大学経済論集
巻	72
号	3
ページ	119-141
発行年	2022-12
URL	http://doi.org/10.32286/00027668

所得税の人的控除に関する研究*

田口方美**

要 旨

本稿の目的は、所得税制の所得控除の中で、人的控除に焦点を当てて、その現状と所得税負担への効果を考察し、今後の所得税制の方向性を探る一助とすることである。

人的控除による世帯人員への配慮の考察では、OECD等で用いられている世帯所得の概念を用いる。具体的には、世帯人員の増加に伴う規模の経済を考慮した等価所得 (Equivalent income) の概念を用いて、日本の人的控除を世帯人員への考慮という観点から評価する。

扶養 (世帯) 人員に対する人的控除の効果の検証では、第1に人的控除の適用数が減少傾向にあること、第2に給与収入ベースでの分析によると、扶養人員が多い給与所得者ほど高い再分配効果を示す負担構造に直面しているという結果になった。

そして、第3に等価所得を用いた分析によって扶養人員による負担調整の効果をまとめると以下ようになる。等価所得は、世帯人員の増加による生計費についての規模の経済を考慮して求めるもので、人的控除は所得水準とは無関係に定額で設定されているものであり、所得水準が大きくなるほど所得に対する割合は小さくなる。等価所得を用いた考察から、現行の人的控除制度は、低収入層では扶養人員に対する規模の経済を小さく評価し、高収入層では規模の経済を大きく評価、つまり世帯人員が増えても生計費は増加しないという前提の税負担構造となっていることが示された。

キーワード：所得税、人的控除、等価所得

はじめに

所得税は多くの国で税制の中で基幹的な役割を果たしており、日本では税収全体の約3割 (2022年度一般会計予算では31%) を個人所得に対する課税が占めている。所得税は、所得を担税力の尺度として課税するものであり、高所得者ほど税負担率が高くなる累進的な構造

*本稿の作成にあたり、林宏昭教授 (関西大学経済学部) より貴重な助言をいただいたことに感謝致します。

**関西大学大学院 経済学研究科博士課程後期課程

となっている。

所得税については、その負担構造のあり方は常に検討分析対象となるが、担税力を測る際の経済単位として個人とするか世帯（夫婦）とするかは所得税制の設計段階で大きなテーマとなる。世帯単位での課税の場合、世帯人員の所得を合算して非分割と分割に分けられるが、一般的には世帯人員の規模を考慮する合算分割（2分2乗やn分n乗）が採用されている。

一方、個人単位の課税においても、所得が同じでも扶養家族の人数や経済力を減少させる事情を考慮するために、所得から所得控除を差し引いた課税標準を利用する。シャウブ勧告以降、日本の所得税は、一貫して個人単位での課税が行われており、世帯人員の違いによる担税力の調整は、所得控除を設けることで実施してきた。

人的控除に関する先行研究として、藤田（1992）の実証分析がある。この実証分析では給与収入データを用いて世帯構成別の所得税負担の比較を行っている。単身者、夫婦、夫婦子2人の各世帯構成において所得税負担率が等しくなる給与水準が求められ、高所得層において所得税負担率が縮小する結果が求められた。扶養人員の増加に伴う生計費を考慮せず、税負担の調整を定額の人的控除の引上げだけに頼っているとしているが、具体的に扶養人員の増加に伴う規模の経済を考慮した算出は行われていない。税法分野の先行研究では、宮崎（2018）がある。基礎控除の高所得層における逡減・消失については、わが国で所得税法が採用された明治20年において所得に応じて免税点を段階的に措置していたことと同視すればよく、本来平等に付加されるべき憲法の生存権的見地からは合理的区別であるとしている。また、配偶者控除、配偶者特別控除も逡減・消失型となったことは低所得者の世帯所得への配慮と高所得者からの所得再分配を狙ったものと考えてよいと評価している。税制改正における議論から改革の現状として、基礎控除と配偶者控除の意義が再考されているが、人的控除による世帯人員別の所得税負担への影響を考察する本稿と同様のシミュレーションは行われていない。

本稿の目的は、所得税制の所得控除の中で、人的控除に焦点を当てて、その現状と所得税負担への効果を考察し、今後の所得税制の方向性を探る一助とすることである。人的控除による世帯人員への配慮の考察では、OECD等で用いられている世帯所得の概念を用いる。具体的には、世帯人員の増加に伴う規模の経済を考慮した等価所得（Equivalent in-come）の概念を用いて、日本の制度の状況を評価する。

本稿の構成は以下の通りである。1では所得税制における人的控除の意義を制度の変遷とともに説明する。2では民間給与所得者のデータを用いて人的控除の適用状況と世帯（扶養）人員別に税負担への人的控除の効果を考察する。そして3では世帯人員の異なる納税者

を世帯単位で比較する尺度である等価所得の概念を用いて人的控除の効果を検証する。

1. 人的控除の意義

人的控除の意義としては、大きく2つの点をあげることができる。生存に最低限必要な所得を担税力と見なさないという意味と親族の扶養による担税力の減殺についての調整である。いずれにしても、人的控除が適用されない場合と比較すれば税額に差が生じ、その金額は税率の高い高所得層の方が大きくなる。1章では、人的控除のこれまでの経緯や種類、控除額の変遷を確認する。

1-1 所得税の創設

わが国における所得税の創設は1887（明治20）年のことである。軍事費に充てるためというのが創設の動機であったが、広く税負担の公平を求めることも目標とされた。創設当初の所得税は法人には課税されず個人のみを課税対象とし、世帯単位課税がとられていた。また、年間所得が300円以上ある者が納税者となり、富裕層に対する課税となっていた。1887（明治20）年の決算では、内国税総額は6,211万9,693円、所得税は52万7,724円とわずか0.8%の税収でしかなかった¹⁾。その後、1940（昭和15）年には、所得税を分類所得税と総合所得税の併用とする課税方式にしたこと、勤労所得、退職所得に対する源泉徴収制度を導入する等の大改正が行われた。

第2次大戦後は、1947（昭和22）年に申告納税制度が導入され、1950（昭和25）年にシャープ勧告を受けた税制改革が実施される。この勧告により、個人が暦年において稼得した所得はすべて合算する総合課税となり、一つの税率表による累進税率で税額計算を行うこととした。また、それまでの世帯単位課税から個人単位課税へと移行し、個人的事情を考慮した課税の実現を目指すため人的控除の見直しも行われ、現在の人的控除の枠組みが形づくられた。

1-2 人的控除の意義とこれまでの経緯

日本の所得税は個人単位課税で、課税所得金額を算出し、税率表を適用して税額を求めるが、課税所得金額を求める際、所得金額からさまざまな所得控除を差し引くことで、担税力の調整が行われる。現行税制の所得控除は、社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除、医療費控除等の支出した金額を考慮する物的控除と、経済単位の中で生計を一にする

1) 大蔵省編（財政経済学会）（1940）『明治大正財政史第5巻』p.531-532 第1章附表「累年内国税収入額表」。

扶養関係にある人の人数を考慮する人的控除に分けることができる。

人的控除が最初に創設されたのは1920（大正9）年の扶養控除である。年齢18歳未満の者、60歳以上の者または不具廃疾者が対象となった²⁾。1940（昭和15）年の所得税改正では基礎控除が税額控除として創設された。また、扶養控除も税額控除へと変更され妻も対象となった。この改正で所得税はその性質に応じて所得を6種類に分け免税点を設けた上で、それぞれ異なる税率表を適用する分離所得税と各種の所得を合算する総合所得税の2つが併用されることとなる。総合所得税による課税を選択した場合、扶養控除の適用はなかったが分離所得税による課税では人的控除を行う際、所得控除と税額控除では税負担に差が生じてしまうことを回避するため税額控除が採用された³⁾。そして、昭和25年のシャープ勧告により、個人単位課税となり、個人が暦年において得た全ての所得を合算し、課税標準額を求め累進税率をかけて税額計算を行う総合課税となる。個人の事情を考慮した課税の実現を目指すために控除額の引き上げも行われた。また、税額控除であった基礎控除、扶養控除はいずれも所得控除に改められた⁴⁾。1951（昭和26）年に障害者控除、老年者控除、寡婦控除、勤労学生控除が税額控除として創設され、その後、1967（昭和42）年からは所得控除へと移行する⁵⁾。また、1961（昭和36）年には配偶者控除が扶養控除から独立⁶⁾し、その後、控除額の変更等が繰り返され現在の人的控除制度となっている。

1-3 人的控除の種類

人的控除はその内容により納税義務者本人の課税最低限を保障するための基礎的な人的控除として基礎控除、配偶者控除、扶養控除、個人の事情を考慮した配偶者特別控除、障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除の2つに大別することができる。

具体的な内容と控除額をまとめたものが表1である。

配偶者控除（表2）は、納税義務者と生計を一にする配偶者で前年の合計所得金額が48万円以下の者を有する場合の控除で、納税義務者本人の合計所得金額により控除額が減額され、1,000万円を超えると控除の適用はなくなる。

2) 高木（2007）p.65。

3) 同上 p.98-104。

4) 同上 p.145-150。

5) 田中（2005）p.18-19。

6) 同上 p.21。

表1 人的控除（2022年）

基礎的な控除	基礎控除	納税義務者本人の最低生活保障 (合計所得金額2,400万円超2,450万円以下は32万円、2,450万円超2,500万円以下は16万円)	48万円
	配偶者控除	納税義務者に配偶者がある場合 (配偶者が70歳以上の場合は老人控除対象配偶者) 納税義務者の合計所得金額により控除額が異なる	表2
	扶養控除	納税義務者に16歳以上の扶養親族がある場合 (扶養親族が70歳以上は老人扶養親族48万円、同居老親等は58万円、19歳以上23歳未満は特定扶養親族63万円)	38万円
個人の事情を考慮した控除	配偶者特別控除	納税義務者と配偶者の合計所得金額により控除額が異なる	表3
	障害者控除	納税義務者本人、扶養親族が障害者である場合 (特別障害者は40万円、同居特別障害者は75万円)	27万円
	寡婦控除	ひとり親に該当せず、夫と離婚後婚姻をしていない者及び事実婚の状況がない者のうち、合計所得金額が500万円以下で扶養親族を有する者	27万円
	ひとり親控除	現に婚姻をしておらず又は配偶者の生死が明らかでない者及び事実婚の状況がない者のうち、合計所得金額が500万円以下で生計を一にする子を有する者	35万円
	勤労学生控除	合計所得金額が75万円以下の学生である者	27万円

出所)『財政金融統計月報（租税特集）』より作成。

表2 配偶者控除（2022年）

納税義務者本人の 合計所得金額		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者控除	70歳未満	38万円	26万円	13万円
	70歳以上	48万円	32万円	16万円

出所) 表1と同じ。

配偶者特別控除（表3）については納税義務者本人および配偶者の合計所得金額により段階的に控除金額が決められる消失控除となっている。配偶者控除と同様に納税義務者本人の合計所得金額が1,000万円を超えた場合には適用がなくなる。配偶者の合計所得金額133万円というのは、給与収入では約201万円となる。

配偶者控除ならびに配偶者特別控除は、納税義務者の配偶者がその納税義務者の営む事業等から青色事業専従者給与の支払いを受けている場合または白色事業専従者であるときは控除対象から除かれる。

表3 配偶者特別控除（2022年）

配偶者特別控除	納税義務者本人の合計所得金額		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者の合計所得金額			
48万円超95万円以下	38万円	26万円	13万円
95万円超100万円以下	36万円	24万円	12万円
100万円超105万円以下	31万円	21万円	11万円
105万円超110万円以下	26万円	18万円	9万円
110万円超115万円以下	21万円	14万円	7万円
115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円
120万円超125万円以下	11万円	8万円	4万円
125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円
130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円

出所) 表1と同じ。

1-4 人的控除の変遷

ここで人的控除の控除額の変遷を確認してみる。1980年代後半、消費税導入を含むシャウブ勧告以来といわれる抜本的税制改革が実施され、所得税減税に向けては配偶者特別控除の創設、人的控除額の引き上げが行われた。その控除額をまとめたものが表4になる。

表4 人的控除額の変遷

(単位：千円)

控除		年	1989～1994	1995～2019	2020～2022
		基礎控除		350	380
配偶者控除	70歳未満	350	380		
	70歳以上	450	480		
扶養控除		350	380 (2011年より15歳以下適用なし)		
老人扶養	一般	450	480		
	同居老親等	550	580		

出所) 表1と同じ。

基礎控除については、納税義務者の最低生活保障として全ての納税義務者が控除の対象であったが、2020年の改正により先の表1にあるように合計所得金額が2,400万円以下、2,400万円超2,450万円以下、2,450万円超2,500万円以下の3段階で控除額が逡減し、2,500万円を超えた場合は控除を受けることができない。

配偶者控除は納税義務者と生計を一にする控除対象配偶者を有する場合の控除である。その配偶者の年間収入が103万円を超えてしまった場合、同控除は受けられないこととなり、その結果、世帯における税負担が重くなり世帯収入が減少することから、労働時間の調整等

を行う働き方が見られた。これらを考慮して創設されたのが配偶者特別控除である。創設は1987年、控除額については創設年で112,500円、1988年は165,000円、1989年から1994年は350,000円、1995年以降は380,000円となっている。また、配偶者特別控除は配偶者の収入が103万円以下であれば配偶者控除と重複して控除を受けることができたが、2004年からは配偶者控除と配偶者特別控除のダブル適用は廃止となった。改正により配偶者特別控除を受ける場合の配偶者の合計所得金額は所得に応じて減額される消失控除へと変更された。配偶者の合計所得金額の上限金額は2017年までは38万円超76万円未満で納税義務者本人の所得要件はなかったが、2018年から2019年までは38万円超123万円以下となり、納税義務者本人の合計所得金額が1,000万円超える場合には、同控除を受けることが出来なくなった。

次に、扶養控除は納税義務者と生計を一にする親族等で前年の合計所得金額が48万円以下の者⁷⁾が対象となる。控除額は1995年から変更は行われていないが、2011年以降、16歳未満の扶養親族については子ども手当の導入により控除を廃止した。

また、1999年には年少扶養控除として16歳未満の扶養親族を対象に10万円を加算した48万円の控除を導入したが、同年1年のみで廃止された。

1989年に16歳以上23歳未満の扶養親族がいる場合、扶養控除額に控除額を上乗せした特定扶養控除額が創設された（表5）。ただし、2011年以降は、高校無償化に伴い16歳から18歳以下の扶養親族については対象から外れ、現在は19歳以上23歳未満が対象となっている。

表5 特定扶養控除額の変遷

（単位：千円）

年	1989～1992	1993～1994	1995～1997	1998	1999～2022
特定扶養控除	450	500	530	580	630 2011年より 16～18歳適用 なし

出所) 表1と同じ。

1-5 平均給与と基礎控除額

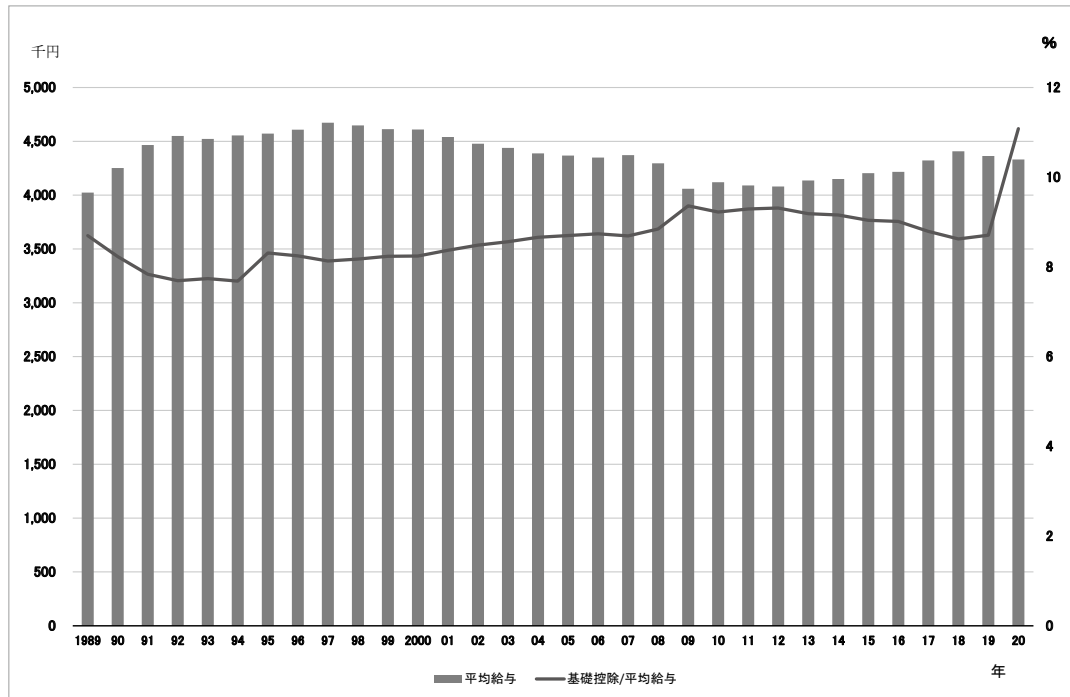
給与所得から課税標準額を求める際には、人的控除等の所得控除を考慮することで納税義務者の担税力を調整し、所得税額を算出する。このうち最低生活保障に相当する基礎控除は納税義務者全員に適用される⁸⁾。図1は抜本的税制改革が行われた1989年以降の民間平均給与（1年を通じて勤務した給与所得者）とそれに対する基礎控除の割合を示したものである。基礎控除の額は1995年にそれまでの33万円から38万円に引き上げられた後は2019年まで

7) 2020年以前の合計所得金額は38万円以下。

8) 2020年の改正から、合計所得金額2,500万円超の納税義務者については基礎控除は受けられない。

改正されることなく推移してきた。図に示された平均給与に対する割合では1995年にこの引上げによって上昇するが、それ以外の変化は平均給与の変動によるものである。2000年代に入ってから平均給与の低下にもなって9%前後で推移している。2020年から基礎控除が48万円に引き上げられ⁹⁾基礎控除の割合は11%に上昇する。

図1 平均給与と基礎控除額の推移



出所) 国税庁『民間給与実態統計調査結果』(各年版)より筆者作成。

2. 世帯人員別負担構造と再分配効果

租税原則の一つである“公平性”を実現するには、納税者の担税力に応じた税負担を求めることが重要となる。その調整は、課税所得金額を算出する際、各種の所得控除を差し引くことで行われる。2章では給与所得者の世帯人員別に所得税額を求め、負担構造と再分配効果を考察する。

2-1 給与所得者と控除対象配偶者及び扶養親族

図2は民間給与所得者数とその給与所得者の控除対象配偶者及び扶養親族数の推移を示したものである。民間給与所得者数は1996年以降、4,200万人前後で推移しているが2013年以

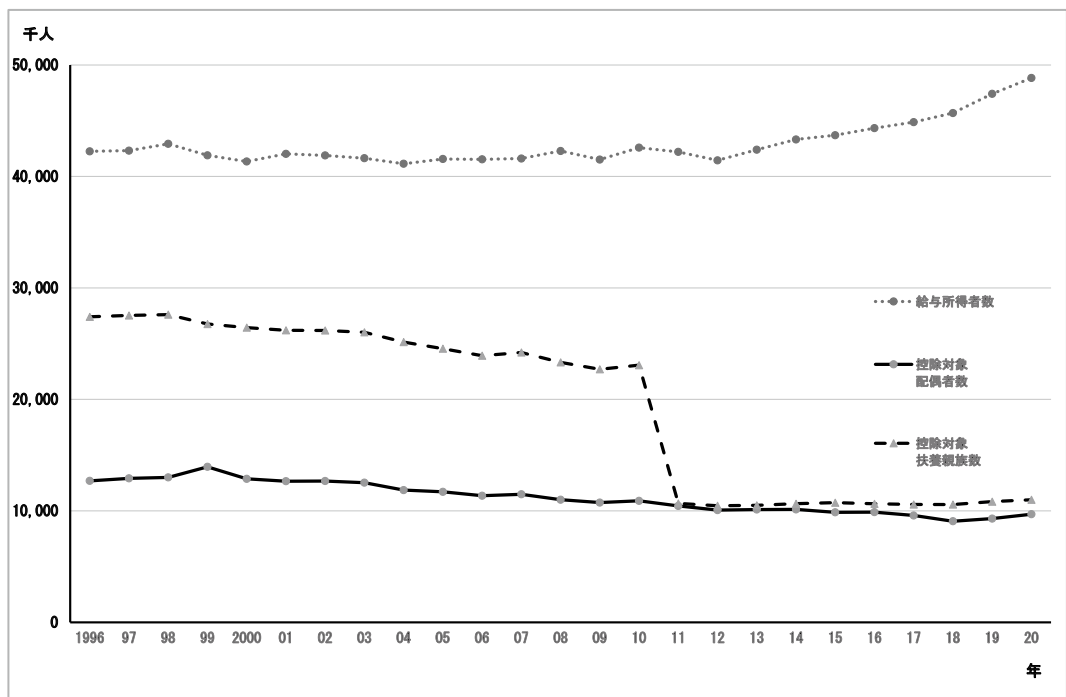
9) 同時に給与所得控除の定額分が65万円から55万円に引き下げられる。

降は増加に転じており、2020年では4,800万人となっている。控除対象配偶者については、1999年をピークに緩やかに減少しているが、これは女性の社会進出により一定の所得があることで税制上の配偶者の対象から外れる者が増加していることを表している。

また、2018年以降は改正により、納税義務者（給与所得者）の合計所得金額が1,000万円を超えた場合、配偶者控除の適用がなくなることにより微増はしているものの減少の要因となっている。

扶養親族数についても減少傾向であったが、2011年、民主党政権下での子ども手当の導入により、16歳未満の扶養親族は税制上の控除対象扶養親族に含めることが出来なくなったことから人数としては大きく減少することとなり、その後は一定で推移している。

図2 民間給与所得者数、控除対象の配偶者及び扶養親族数の推移



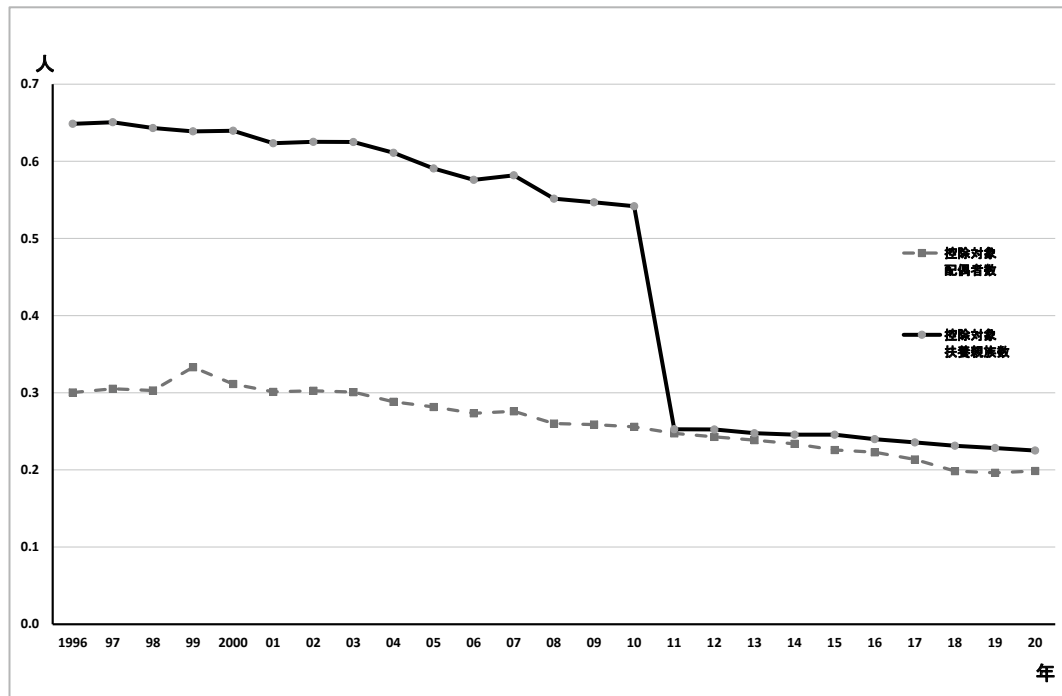
備考) 民間給与所得者数は、給与収入2,000万円以下は1年を超えて勤務し年末調整を行った者。2,000万円超は1年を超えて勤務した者。

出所) 国税庁『民間給与実態統計調査結果』（各年版）より筆者作成。

図3は、図2のデータを用いて民間給与所得者1人当たりの控除対象配偶者と扶養親族数を示したものである。控除対象配偶者については、最も多い1999年で0.33人であり、2003年までは0.3人台で推移し、それ以降も減少となり、改正のあった2018年以降は0.2人となっている。

扶養親族については、2004年までは0.6人台、2005年から子ども手当が導入される2010年までは0.5人台、改正のあった2011年以降は0.2人台となっている。

図3 民間給与所得者1人当たり控除対象の配偶者及び扶養親族数の推移



備考) 図2と同じ。

出所) 図2と同じ。

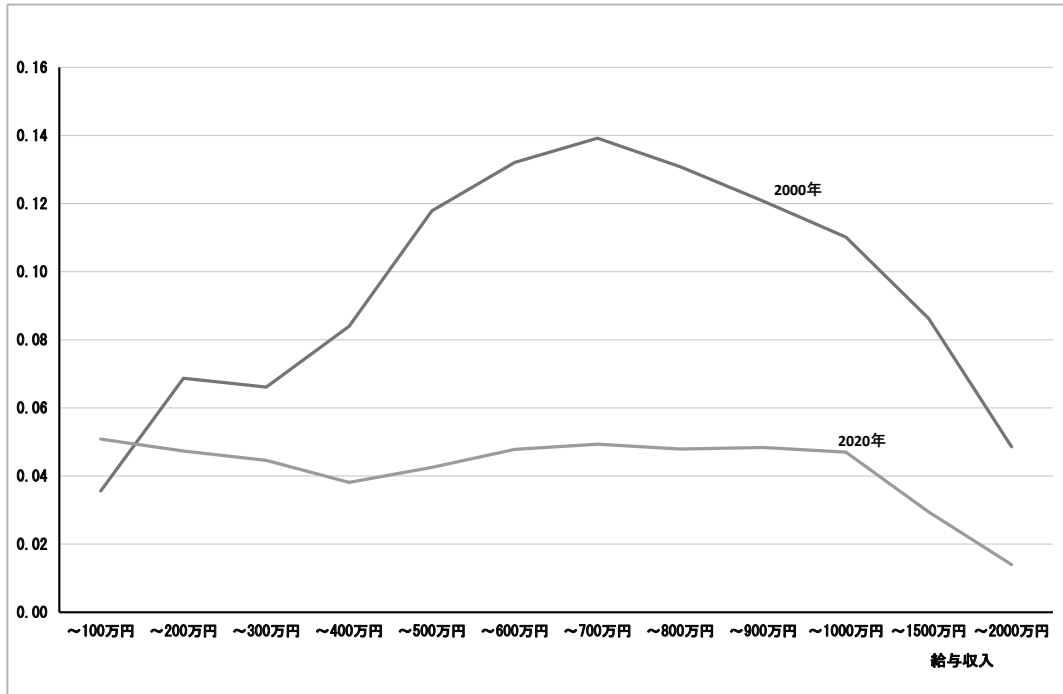
図4は、民間給与所得者の人的控除額の給与総額に対する割合を求め、2000年と2020年と比較したものである。ここでは給与収入2,000万円以下で1年を超えて勤務し年末調整を行った者で求めた。考慮した人的控除は基礎控除と障害者控除以外の人的控除で具体的には、配偶者控除（一般、老人）、配偶者特別控除、扶養控除（一般、特定扶養、老人）で、それぞれ該当する人的控除の控除額に適用を受けている控除対象者の人数を乗じ、その合計額を算出した。

2000年の所得税制は、子ども手当の導入前で16歳未満も控除対象扶養親族となることから扶養親族としての対象人数が多くなり2020年と比較すると低所得層を除き、割合が大きくなっている。低所得層では控除対象となる扶養親族の人数が少なく、300万円以下で低くなるが所得の増加に応じて700万円までは割合が高くなる。高所得層では所得が高いことに対して人的控除額の割合は小さくなることから右下がりとなっている。

2020年では16歳未満は控除対象扶養親族の適用がないことから全体的に割合は小さくなっ

ている。1,000万円から割合はさらに低くなるが、配偶者控除（配偶者特別控除も同様）は2018年の改正により、給与所得者の合計所得金額900万円超から控除額が逡減し、1,000万円超となれば控除の適用がなくなることを示している。

図4 配偶者、扶養親族に関する控除の給与収入に対する割合



備考) 図2と同じ。

出所) 図2と同じ。

2-2 扶養親族数と所得税

人的控除による所得税の負担構造への効果を分析するためには、納税者ごとに配偶者を含めた扶養家族の状況を把握して、全ての所得税負担を求める必要がある。本研究では、国税庁の『民間給与実態統計調査結果』の民間給与所得者のデータを用いる。国税庁の統計では1年を超えて勤務した給与所得者について配偶者の有無別に、扶養人員別、給与収入階級別に人数と給与額（その年の給与収入が2,000万円超で年末調整が行われない納税者で1年を通じて勤務した給与所得者を含む）が示されている。なお、配偶者控除については2018年から給与所得控除後の所得金額が1,000万円を超える者には適用されなくなり、配偶者の有無による区分がなくなることから、本研究では2017年の給与所得者のデータを用いる¹⁰⁾。

10) 納税者である給与所得者の総数は2017年4,198万人、2018年4,278万人と約300万人の差、平均給与は2017年432万円、2018年441万円と約9万円の違いがある。

2017年の配偶者の有無別、そして扶養人員別、給与収入階級別の納税者の状況を示したものが表6である。扶養家族の人員別に納税者の分布を見るために、以下の分析では、単身者は配偶者のない扶養人員0の納税者、扶養家族のいる納税者は扶養家族の1人目を配偶者とし、2人目からは被扶養者（子供）と考え、配偶者のある納税者の扶養人員別データを用いる。

表6によれば、2017年民間給与所得者（年末調整を行った1年超勤務者）の所得税納税者のうち単身者は2,625万人、配偶者を含めて扶養家族のいる納税者は820万人で合計3,445万人である。この他に配偶者がなく扶養家族のある納税者が349万人いるが、扶養家族のいない単身者および配偶者のある納税者は全体の9割であり、本論での所得税構造の分析の母数にはこれらの納税者の給与収入階級別データを用いる。

なお、個人単位での課税が採用されている日本の所得税制のもとでは、1つの世帯に複数の稼得者がいる場合、税務統計を用いた分析ではそれぞれ独立した納税者として取り扱うことになる。

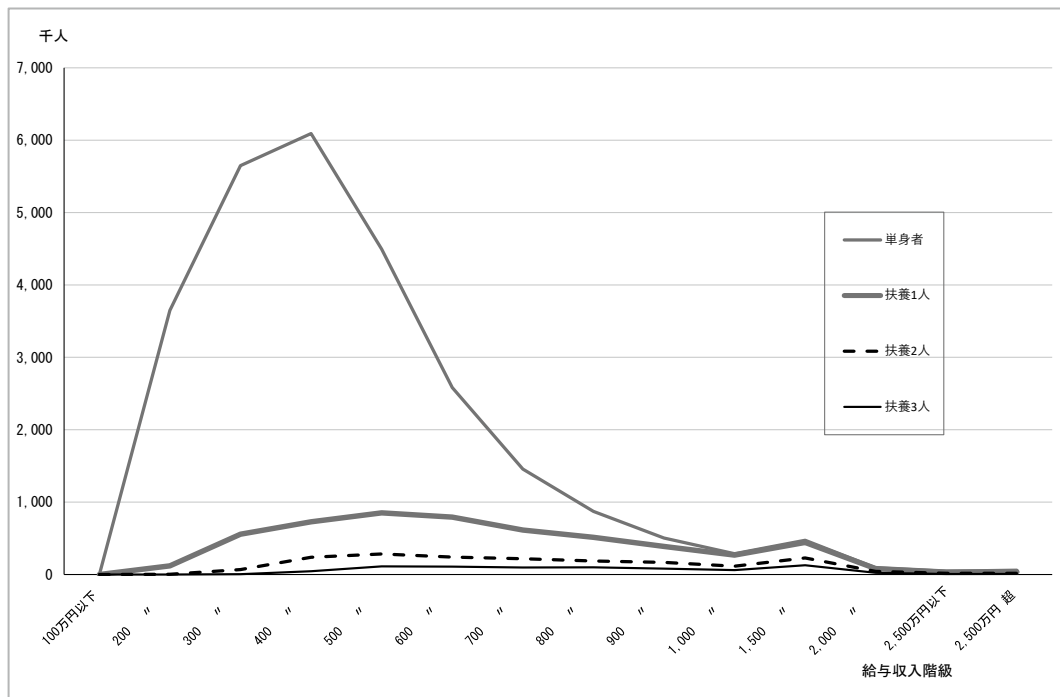
表6 扶養人員別の給与階級と給与額

配偶者なし	扶養人員	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人以上	合計
	給与階級										
給与所得者数	100万円以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	200 "	3,648,621	27,841	578	0	0	0	0	0	0	3,677,040
	300 "	5,648,483	275,213	30,397	0	0	0	0	0	0	5,954,093
	400 "	6,092,789	494,725	124,297	9,329	179	0	0	0	0	6,721,319
	500 "	4,494,341	491,835	174,288	28,026	3,185	0	0	0	0	5,191,675
	600 "	2,582,779	355,652	150,751	31,016	4,144	0	376	0	0	3,124,718
	700 "	1,456,541	241,951	113,322	21,896	3,666	801	0	0	0	1,838,177
	800 "	871,957	184,813	78,398	19,830	4,349	518	181	0	0	1,160,046
	900 "	503,026	121,143	57,738	12,627	2,506	303	0	0	0	697,343
	1,000 "	286,456	85,201	38,709	8,857	1,489	839	0	0	0	421,551
	1,500 "	472,615	125,975	72,813	15,349	3,328	1,077	124	0	0	691,281
	2,000 "	91,974	18,972	14,561	3,757	13	0	0	0	0	129,277
	2,500 "	45,281	7,034	3,304	1,378	569	47	7	2	8	57,630
	2,500万円超	59,210	11,140	5,195	2,328	681	157	93	4	4	78,812
	合計	26,254,073	2,441,495	864,351	154,393	24,109	3,742	781	6	12	29,742,962
給与額	100万円以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	200 "	5,693,822	50,514	762	0	0	0	0	0	0	5,745,098
	300 "	14,242,806	715,504	82,800	0	0	0	0	0	0	15,041,110
	400 "	21,320,402	1,737,662	440,516	34,843	695	0	0	0	0	23,534,118
	500 "	20,056,973	2,205,090	779,994	127,104	14,037	0	0	0	0	23,183,198
	600 "	14,115,536	1,955,005	826,715	171,002	23,238	0	2,047	0	0	17,093,543
	700 "	9,407,811	1,561,519	735,590	141,641	23,366	5,058	0	0	0	11,874,985
	800 "	6,489,109	1,378,624	587,894	148,095	32,657	3,824	1,325	0	0	8,641,528
	900 "	4,256,646	1,024,308	489,593	106,388	21,258	2,510	0	0	0	5,900,703
	1,000 "	2,716,641	807,158	368,057	83,706	14,099	8,087	0	0	0	3,997,748
	1,500 "	5,587,182	1,483,170	850,501	185,044	40,946	12,640	1,402	0	0	8,160,885
	2,000 "	1,575,660	323,423	260,806	66,365	255	0	0	0	0	2,226,509
	2,500 "	1,027,153	158,081	74,826	31,393	12,683	1,107	165	45	185	1,305,638
	2,500万円超	2,570,722	441,501	206,374	94,647	28,384	5,071	5,280	161	174	3,352,313
	合計	109,060,463	13,841,559	5,704,428	1,190,228	211,618	38,296	10,219	207	358	130,057,376
配偶者あり	扶養人員	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人以上	合計
	給与階級										
給与所得者数	100万円以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	200 "	0	118,995	2,996	0	0	0	0	0	0	121,991
	300 "	0	556,503	67,740	3,720	854	0	0	0	0	628,817
	400 "	0	727,273	237,734	44,628	2,327	0	0	0	0	1,011,962
	500 "	0	851,779	283,382	111,213	25,007	1,109	0	0	0	1,272,490
	600 "	0	792,609	240,507	108,574	21,998	3,749	1,214	0	0	1,168,651
	700 "	0	614,161	216,905	95,860	21,117	4,608	1,030	0	0	953,681
	800 "	0	513,126	185,729	98,946	20,561	3,541	261	0	0	822,164
	900 "	0	387,807	166,491	80,197	17,051	4,450	793	123	0	656,912
	1,000 "	0	267,240	113,732	60,116	12,963	2,074	1,032	123	248	457,418
	1,500 "	0	442,799	228,571	127,836	26,312	3,862	599	257	0	830,236
	2,000 "	0	80,738	41,840	22,954	6,108	1,139	395	0	0	153,174
	2,500 "	0	32,960	15,482	6,456	2,667	219	31	8	38	57,861
	2,500万円超	0	34,822	16,238	7,276	2,127	490	292	13	14	61,272
	合計	0	5,420,812	1,817,347	767,776	159,092	25,241	5,647	414	300	8,196,629
給与額	100万円以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	200 "	0	208,876	4,743	0	0	0	0	0	0	213,619
	300 "	0	1,423,150	184,509	9,997	2,455	0	0	0	0	1,620,111
	400 "	0	2,568,630	846,694	164,284	8,779	0	0	0	0	3,588,387
	500 "	0	3,834,580	1,279,206	504,439	114,348	5,352	0	0	0	5,737,925
	600 "	0	4,349,088	1,325,807	594,353	119,445	20,541	6,820	0	0	6,416,054
	700 "	0	3,981,272	1,408,543	623,809	136,398	30,247	6,965	0	0	6,187,234
	800 "	0	3,835,420	1,393,323	739,662	154,170	26,177	2,000	0	0	6,150,752
	900 "	0	3,281,411	1,414,041	680,354	145,275	37,527	6,608	1,021	0	5,566,237
	1,000 "	0	2,531,031	1,080,295	568,667	122,527	19,412	9,909	124	2,415	4,334,380
	1,500 "	0	5,238,801	2,681,764	1,513,791	315,060	44,211	7,150	3,454	0	9,804,231
	2,000 "	0	1,382,808	713,627	393,963	105,191	17,902	6,659	0	0	2,620,150
	2,500 "	0	740,736	350,623	147,076	59,447	5,157	733	182	876	1,304,830
	2,500万円超	0	1,380,067	645,063	295,811	88,654	15,825	16,578	524	607	2,443,129
	合計	0	34,755,870	13,328,238	6,236,207	1,371,749	222,352	63,422	5,304	3,899	55,987,040

出所) 2017年 国税庁『民間給与実態統計調査結果』第18表その1その2、第19表その3その4より筆者加工。

図5は、表6のデータに基づいて納税者の世帯人員別に給与収入階級別の分布状況を示したものである。全体のうち扶養人員がゼロの単身者が納税者全体の3分の2を占めており、分布は300万円から400万円以下の階級がピークでその前後が多くなっている。図では扶養家族3人の納税者までの分布を示したが人員が多くなるとピークが少しずつ上位へシフトする結果になっている。

図5 世帯人員別・給与収入階級別分布



出所) 2017年 国税庁『民間給与実態統計調査結果』より筆者作成。

2-3 所得税額の算出

所得税は、表6の給与階級ごと、扶養人員ごとに示される全てのデータについて算出する。具体的には、給与収入額に、給与所得控除額、社会保険料控除額、そして基礎、配偶者、扶養の人的控除を考慮して課税所得を求め、それに税率表¹¹⁾を適用して算出する。

なお、配偶者控除と扶養控除を適用する場合には38万円とし、社会保険料控除額は財務省

11)

課税所得金額	税率
195万円以下の金額	5/100
195万円を超え330万円以下の金額	10/100
330万円を超え695万円以下の金額	20/100
695万円を超え900万円以下の金額	23/100
900万円を超え1,800万円以下の金額	33/100
1,800万円を超え4,000万円以下の金額	40/100
4,000万円を超える金額	45/100

が課税最低限や給与収入ごとに所得税を算出する際に用いる算式を適用する¹²⁾。

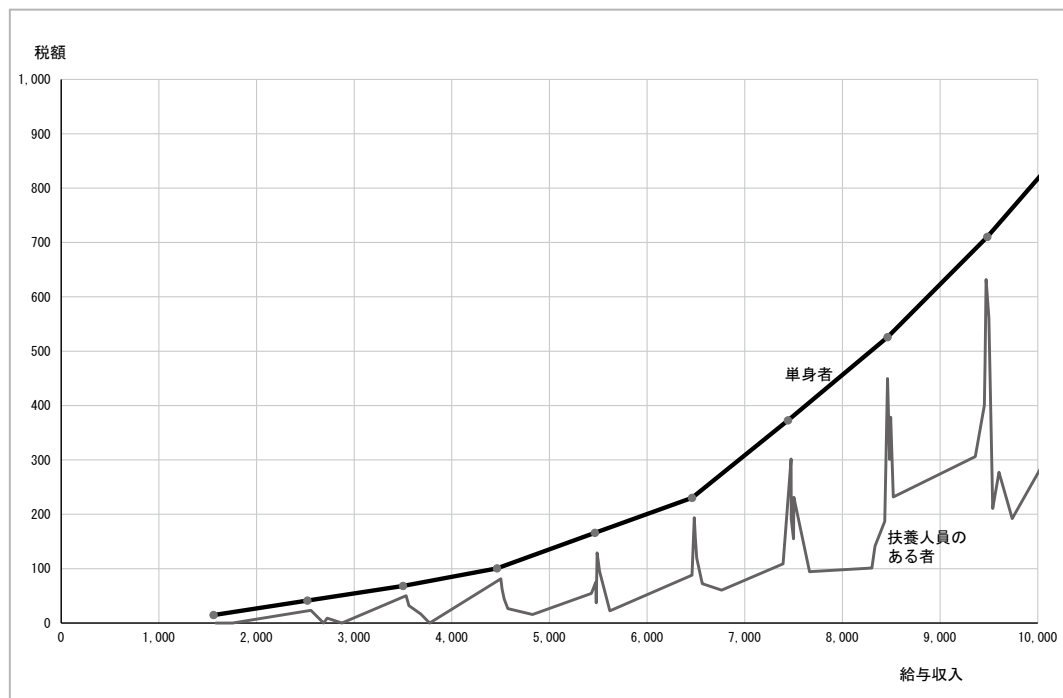
所得税制については、データを利用した2017年の税制と基礎控除と配偶者控除制度に変更が加えられた後の2020年税制の両方を適用した税額を求めたが、以下の考察では現在（2021年）の税制である2020年税制のもとでの算出結果を中心として示していく。

2-4 給与収入階級別所得税

図6は横軸に給与収入、縦軸に所得税額を取って図示したものである。所得税の人的控除の考察を中心テーマとしているため、図では単身者と配偶者を含む扶養人員がある納税者に分けてグラフを示してある。グラフが上方にあるのは単身者の納税者で、下方で推移しているのは扶養人員のある納税者である。単身者については累進的な負担構造が明確である。一方、扶養人員のある納税者のグラフは全体的には右上がりであるが、上下に変動する。給与所得控除額と社会保険料控除額は給与収入額に応じて決定されるために扶養家族の人数とは無関係であり、同じ給与で生じている所得税額の違いは人的控除によるものである。

図6 給与収入と所得税

（単位：千円）



出所) 筆者作成。

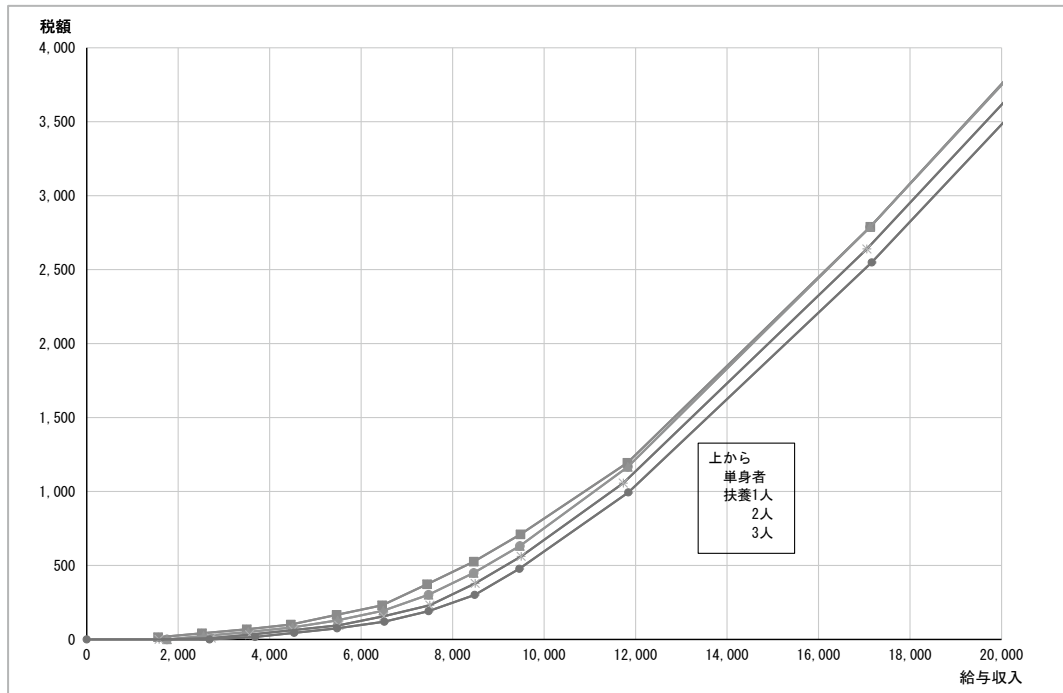
12) 給与収入900万円以下は15%、900万円超1,800万円以下は3% + 108万円、1,800万円超は162万円。

給与収入を基準にして、扶養家族の違いによって税額を比較すると図7のようになる。同じ給与であっても扶養家族が多いほど課税所得が小さくなり、税額も少なくなっている。

2018年より所得金額が1,000万円超の納税者には配偶者がいても配偶者控除が適用されなくなっているため、給与所得が高い階級では単身者と扶養家族1人の納税者のグラフは同一になる。しばしば指摘されるように所得控除が同額であれば所得が高くなるほど税額への影響が大きくなり、同じ給与収入での縦の距離は大きくなる。

図7 世帯人員別所得税負担

(単位：千円)



出所) 筆者作成。

2-5 給与所得者の所得税の再分配効果

所得税が所得分配にどのような効果を持つかは、その不平等度が課税によってどれだけ改善するか（再分配効果）によって示すことができる。ここでは、扶養人員別に課税前後のジニ係数を求めて再分配効果を算出する。

表7はその算出結果を示したものである。扶養人員別に見ると、課税前の不平等度は単身者が最も高く扶養人数が増えると縮小していく。一方、所得税による再分配効果は単身者が5.43%であるのに対して扶養人員が3人の場合は11.89%と扶養人員が多いと高くなっている。

図6で、扶養人員が多いと税額が低くなることが示されたが、扶養人員の多い納税者ほど

所得税制が持つ再分配効果を発揮する累進的な負担構造になっていることがわかる。

ただしこれは、給与収入を基準として累進性を把えた場合であり、所得控除を差し引いた課税所得を同じ規準とすれば同じ負担構造になっている。

表 7 扶養人員別に見た所得税の再分配効果

扶養人数 ジニ係数	単身者	扶養 1 人 (配偶者)	扶養 2 人 (1 人は配偶者)	扶養 3 人 (1 人は配偶者)
課税前ジニ係数	0.2923	0.2912	0.2772	0.251
課税後ジニ係数	0.2764	0.2648	0.2476	0.2212
再分配効果 (%)	5.43	9.05	10.67	11.89

出所) 筆者作成。

3. 等価所得を用いた所得税の再分配効果

3章では、世帯人員の違いによる規模の経済を考慮する等価所得の概念を用いて日本の所得税制の現状を考察する。

3-1 等価所得の意義

日本の所得税は個人単位での課税であり、扶養家族に応じた担税力の調整が行われている。この仕組みは結果的に扶養人数に応じて税負担が変わるという意味で、各納税者世帯の状況を考慮した負担構造となっている。

世帯人員を考慮した経済力を求めるためには、等価所得という概念がある。等価所得とは、同じ所得であっても世帯人員の違いによって経済力が異なることを生活における規模の経済を考慮して算出するもので、この世帯の等価所得を個人の担税力と見なした所得税は、世帯人員とは無関係に等価所得を基準にして水平的、垂直的に公平な負担を目指すことになる。

規模の経済が全く生じていないとすれば最低生活のために必要な所得は世帯人員の倍数になる。この場合の等価所得は、世帯所得を世帯人員で割った値になる。逆に100%の規模の経済が作用するとすれば世帯人員の数にかかわらず等価所得は世帯所得と同じになる。

今、世帯の所得を Y 、世帯人員を n とすると、等価所得 Y_e は、

$$Y_e = Y / (n^w)$$

と表すことができる。 w は、世帯人員についての規模の経済を考慮するためのウエイトである。世帯人員に関係なく所得を比較するケースでは、世帯人員が増えても必要な生計費が増加しない、つまり規模の経済の100%の作用を想定していることになる。この時、 w は0で $Y_e = Y$ である。所得税の再分配効果を求める際に世帯人員に関係なく給与収入をそのま

ま用いているのはこのケースである。

一方、規模の経済が全く作用しないならば、生計費は世帯人員に比例して増加し、この場合の w は 1 で $Y_e = Y/n$ となる。規模の経済を考慮するウエイト w は 0 と 1 の間で、0 に近いほど規模の経済を大きく評価していることを意味する。

OECD（経済開発協力機構）は社会的にも経済的にも様々な状況にある加盟国の所得分配における不平等の実態を検証している。その際用いているのは、等価可処分所得であり、先の等価所得を算出するときのウエイトを 0.5 とし、等価所得を $Y / (n^{0.5})$ として求めている。

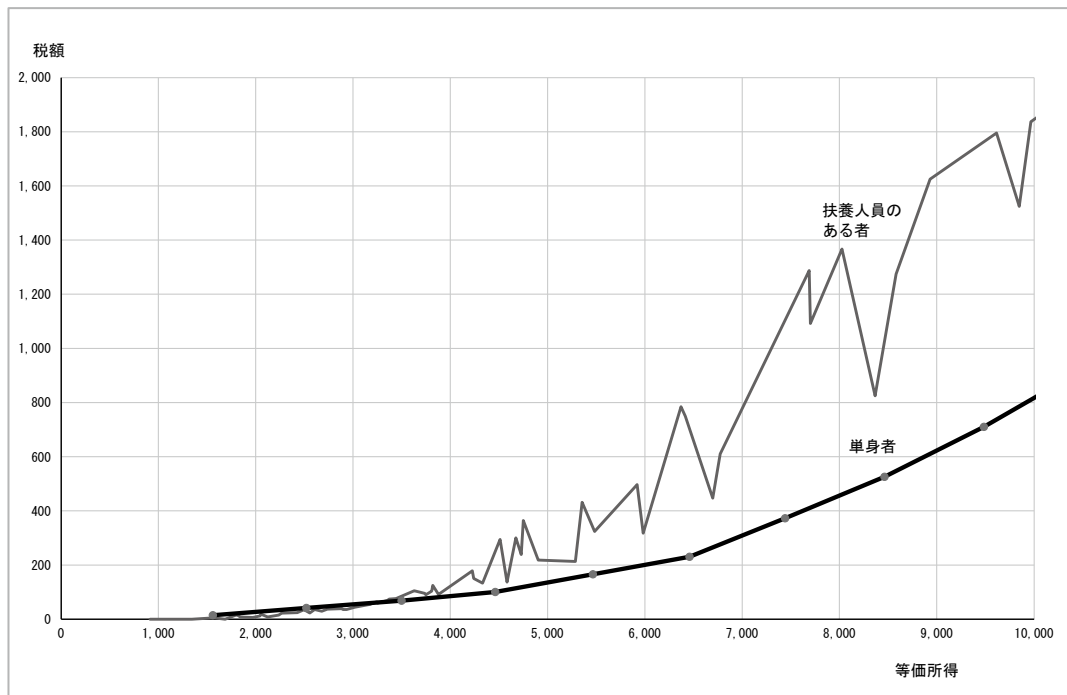
3-2 等価所得による扶養人員別所得税負担

次に所得税の人的控除の税負担への効果についてこの等価所得の概念を用いて検証する。算出方法は次の通りである。扶養人員別・階級別の給与所得者の給与収入額から等価所得を求める。一方、給与収入から求めた所得税を引いた課税後給与を、世帯規模を考慮したウエイトによって課税後等価所得を求め、課税前等価所得との差を等価所得税額とする。

図 8 はこのようにして求めた等価所得を横軸にとって税額との関係を示したものである。

図 8 等価所得と所得税

(単位：千円)



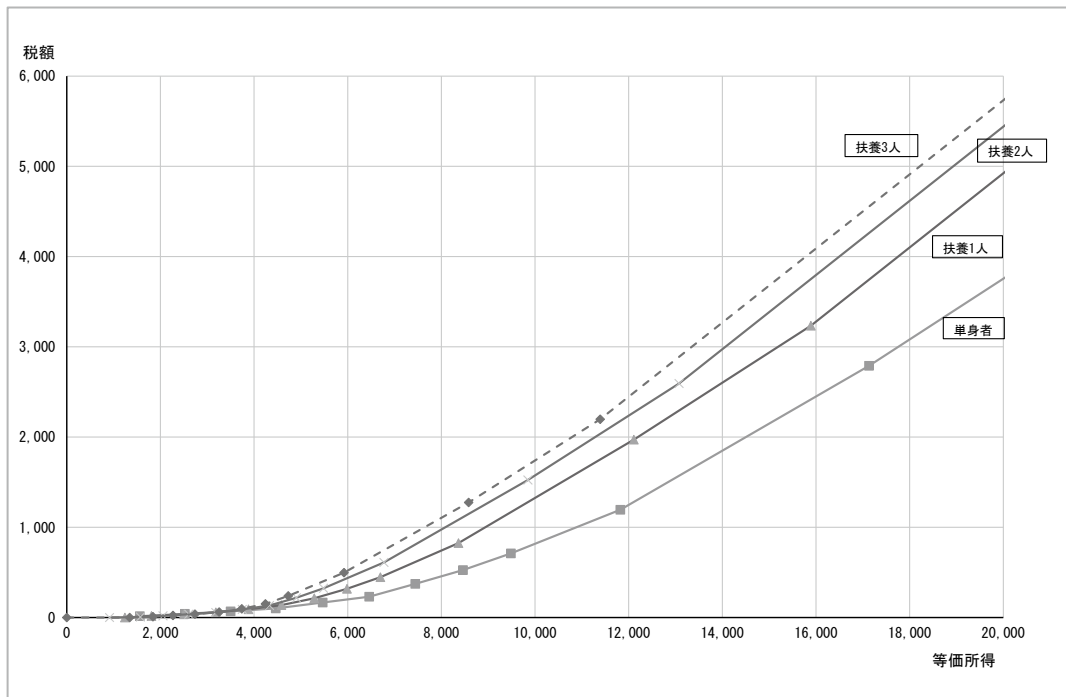
出所) 筆者作成。

単身者については、給与収入で示した図6と同じになっている。図6との違いは扶養人員のある納税者のグラフが単身者の上に位置していることである。そして扶養人員のある納税者のグラフは図6と同様に一様に上昇するのではなく上下に変動している。ただし、給与収入の場合と異なりグラフが上方にあるのは扶養人員の多い納税者である。これは、等価所得と同じであっても、例えば扶養人員が3人のケースでは給与収入が2倍で、累進的な構造によってそれに伴う税負担の増加が大きくなっていることを反映している。

次に扶養人員別にグラフを示したものが図9である。図からは同じ等価所得であっても扶養人員が多いと税負担が高くなっていることが明らかになる。ただし、給与収入の場合とはどの階級でも単身者が上方に位置するのに対して、等価所得で見た場合は400万円程度より低い水準でグラフが交差する。つまり、低所得層では扶養家族が多いほど税額は低く、そして所得が高くなると上下が逆転し、同じ等価所得であっても税額が高くなるという結果になっている。

図9 扶養人員別所得税負担 (等価所得) I

(単位：千円)



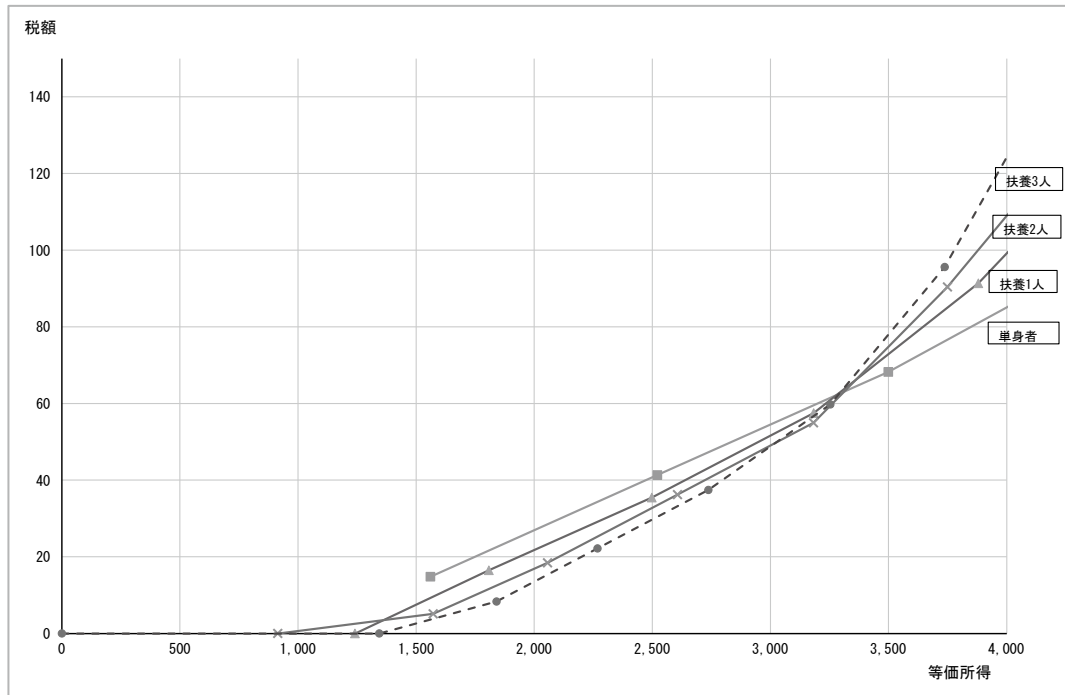
出所) 筆者作成。

これには次のような背景がある。同じ等価所得であっても扶養家族が多いほど給与収入が高く、税額も高くなる。そして、累進的な税率構造を反映して、その税額には給与の違いよりも大きな差が生じる。

そこで等価所得400万円以下のグラフを取り出したのが図10である。この図から等価所得を基準にすると約330万円（扶養人員が3人の納税者は約660万円の給与収入）という比較的低い水準の所得層では、扶養人員の多い納税者の税負担が相対的に低いという結果になっている。

図10 扶養人員別所得税負担（等価所得）Ⅱ

（単位：千円）



出所) 筆者作成。

3-3 等価所得による人的控除の効果

次に等価所得を用いて所得税の再分配効果を求めまとめたものが表8である。等価所得は給与収入および課税後の所得を扶養人員数ごとに同じウエイトを用いて算出したものであるから、扶養人員別に求めるジニ係数と再分配効果は表7と同じような結果になる。給与所得の納税者全体では課税前のジニ係数は0.2863と給与収入で求めた場合よりもわずかに低くなる。課税後は0.2589、再分配効果は給与収入で求めた場合の8.85%よりも高い9.55%になっている。これは扶養人員の多い納税者が相対的に高い税負担となっていることが影響している。

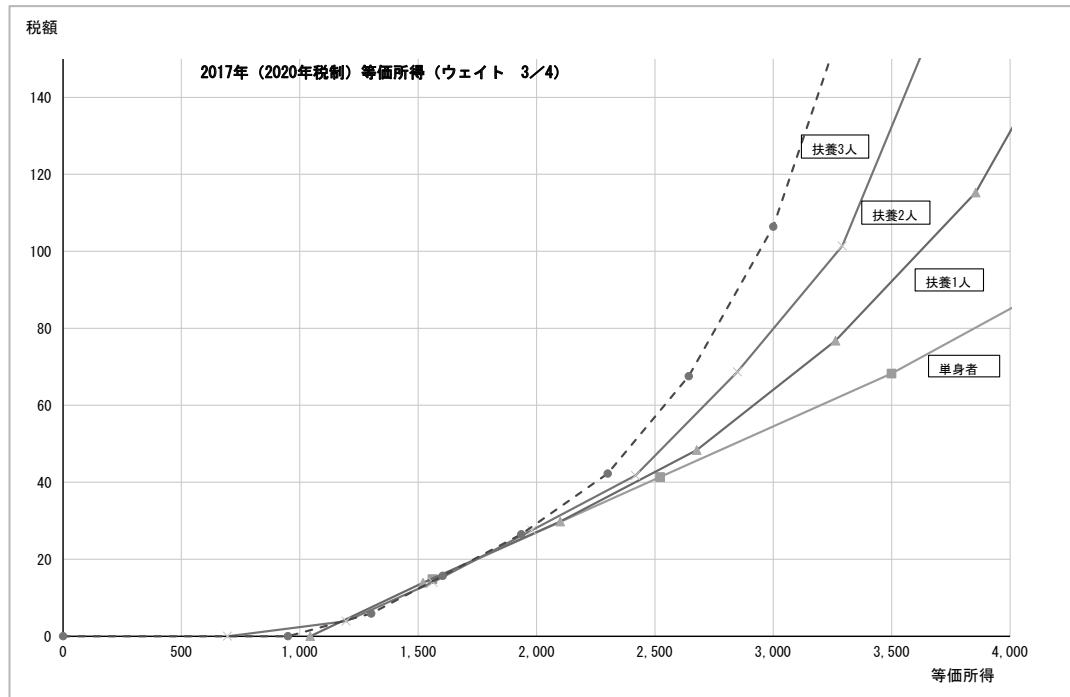
表8 給与所得者の所得税の再分配効果
(等価所得)

課税前ジニ係数	0.2863
課税後ジニ係数	0.2589
再分配効果 (%)	9.55

出所) 筆者作成。

図11 扶養人員別所得税負担 (等価所得) (ウエイト=0.75)

(単位: 千円)



出所) 筆者作成。

図10で示されたように、現在の所得税の控除制度による税負担の違いを等価所得を用いて評価すると所得の低い階層では同じ等価所得でも扶養人員が多いほど負担が低くなるという結果になった。この場合の等価所得は規模の経済に関するウエイトを0.5とする OECD 等が用いているのと同じ値を用いたものである。つまり、OECD 等の基準による扶養人員の考慮を前提とした場合、日本の所得税は低い所得層で扶養人員に対する配慮が大きすぎるということである。ただし、これは規模の経済に関するウエイトを0.5とした場合であってそのウエイトの設定によって、等価所得の等しい納税者の税負担の比較の結果も変化する。

図11は規模の経済に関するウエイトを0.75にして、等価所得を求めた時の税負担の比較である。図10と比べると給与所得の低い階層では税負担が近くなっていることがわかる。つまり、給与収入の低い階層では所得税で設定されている人的控除は、世帯人員についての規模

の経済に関する考慮を小さくした場合に等価所得での税負担が等しくなる効果をもたらしているということである。

一方、図9では給与収入の高い階層では、低い階層とは逆に等価所得を基準にした比較をすると扶養人数が多くなるほど同じ等価所得でも税負担が大きくなることが示された。規模の経済に関するウエイトを0.5から0.75に上げると、同じ等価所得での税負担の差は拡大する。つまり、給与収入の高い階層では、等価所得を求める際のウエイトを0に近づけることで等価所得を基準にした公平性が満たされることになる。

日本の所得税を扶養人員を加味した所得税に置き換えて見ると、給与所得の低収入層では規模の経済を小さく、高収入層では規模の経済を大きく捉え、世帯人員が増えることによる生計費の増加を小さく捉えていると評価することができる。

むすび

本稿は、所得税制における所得控除のうち、扶養（世帯）人員に対する人的控除の効果を検証してきた。その検証結果をまとめると、以下のようになる。

第1に、人的控除の適用数の減少傾向である。第2に、給与収入ベースでの分析によると、扶養人員が多い給与所得者ほど高い再分配効果を示す負担構造に直面しているということである。

そして第3に等価所得を用いた分析によって扶養人員による負担調整の効果を見ると、以下のような点が明らかになった。等価所得は、世帯人員の増加による生計費についての規模の経済を考慮して求めるものであり、この等価所得を用いた考察結果は次の通りである。人的控除は所得水準とは無関係に定額で設定されているものであり、所得水準が大きくなるほど所得に対する割合は小さくなるものであるが、等価所得を用いて考察すると現行の控除制度は低収入層では扶養人員に対する規模の経済を小さく評価し、高収入層では規模の経済を大きく評価、つまり世帯人員が増えても生計費は増加しないという前提の税負担構造となっていることが示された。

日本の所得税はシャープ勧告以来一貫して個人単位課税が採用されてきた。この仕組みは、世帯に稼得者が一人の場合には所得控除によって担税力の調整が容易になるが、世帯の中に複数の稼得者がいる場合の経済単位の考え方が難しい。コロナ対策としての給付の際には、所得制限の検討において「個人か世帯か」が問題になった。所得税制の検討に当たっては、世帯所得について等価所得のような世帯単位概念を活用した考察の意義は大きく、本分析の貢献もこの点にある。

この点も踏まえて、最後に残された課題を述べる。本稿で用いた統計は給与所得者個人のデータである。したがって、夫婦のみの共稼ぎでそれぞれが納税者である場合は、2人の単身者、あるいは単身者と扶養のいる世帯というように分割した扱いになっている。本稿での分析は経済単位としての各納税者の所得税負担に対する人的控除の影響を検証したものであり、配偶者も含めて扶養対象となっている人員を分析の中心に添えている。今後、世帯内に複数の稼得者がいる世帯を対象に含めた分析も必要である。

【参考文献】

- 大蔵省編（1940）『明治大正財政史（第5巻）』財政経済学会。
高木勝一（2007）『日本所得税発達史』ぎょうせい。
田中康男（2005）「所得控除の今日的意義—人的控除のあり方を中心として—」『税大論叢』第48号。
林宏昭（1995）『租税政策の計量分析』日本評論社。
——（2002）『どう臨む、財政危機下の税制改革』清文社。
——（2011）『税と格差社会』日本経済新聞出版社。
——（2019）『日本の税制と財政』中央経済社。
藤田晴（1992）『所得税の基礎理論』中央経済社。
宮崎裕士（2018）「給与所得控除と基礎的人的控除における改革の現状—最近の税制改正大綱における議論の検討を中心として—」『大阪経大論集』第68巻第6号

